

〔別紙1〕

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

- (1) 個別最低保証額(5月1日から1月末日まで)
- (2) 調整交付額(7月1日から1月末日まで)
- (3) 災害復旧交付額(2月末日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。
(個別最低保証額及び災害復旧交付額に係る本交付金を受けようとする市町村長は、交付決定の通知を受けずその年度の初日から対象事業に着手することができます。)

【事業を変更したい場合】

本交付金の交付額に交付不要額が生じない範囲内において、承認を受けず対象事業の内容、経費の配分等の変更を行うことができます。

4. 事業完了

※事業の完了とは：市町村による対象事業の検査が完了した日
※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (その年度の3月末日まで)

○下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書提出後、審査及び検査を行い、額確定の通知を行います。
支払は、額確定の通知後2週間以内に行います。

問い合わせ先

農林水産部・農地・水保全課 鳥取市東町1丁目220 nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp

資料提出・問い合わせ先

東部農林事務所地域整備課 鳥取市立川町6丁目176 toubunourin@pref.tottori.lg.jp

中部総合事務所地域整備課 倉吉市東巖城町2 chubu_nourin@pref.tottori.lg.jp

西部総合事務所地域整備課 米子市糺町1丁目160番地 seibu_nourin@pref.tottori.lg.jp